(平成29年4月1日) (規則第 26 号)

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人愛媛大学基本規則第21条第2項の規定に基づき、国立 大学法人愛媛大学自己点検評価室(以下「自己点検評価室」という。)に関し、必要な事 項を定める。

(業務)

- 第2条 自己点検評価室は、次の各号に掲げる業務を行う。
 - (1) 本学の教育研究水準の向上に資するため、教育研究及び社会貢献、組織及び運営並びに施設及び設備等の状況について自ら実施する点検及び評価に関すること。
 - (2)学校教育法第109条第2項及び第3項に規定される評価に関すること。
 - (3)国立大学法人法第31条の2に規定される評価に関すること。
 - (4) その他点検及び評価の総括に関すること。

(組織)

- 第3条 自己点検評価室は、次の各号に掲げる者をもって組織する。
 - (1) 室長
 - (2)副室長
 - (3) 室員
 - ア 各学部の自己点検・評価を担当する委員会の長 各1人
 - イ 教育・学生支援機構、研究・産学連携推進機構、地域協働推進機構及び国際連携推 進機構の副機構長 各1人
 - ウ 医学部附属病院副病院長 1人
 - エ その他学長が必要と認めた者

(室長)

- 第4条 室長は、評価を担当する理事、副学長又は学長特別補佐をもって充てる。
- 2 室長は、自己点検評価室の業務を掌理する。

(副室長)

- 第5条 副室長は、第3条第3号の室員のうちから、学長が指名し、任命する。
- 2 副室長は、室長の業務を補佐する。

(室員)

- 第6条 室員は、学長が指名し、任命する。
- 2 室員は、室長の指示に従い、自己点検評価室の業務を遂行する。

(任期)

第7条 室長、副室長及び室員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、任期の末日は、 当該者を任命する学長の任期の末日とする。

(部会)

第8条 自己点検評価室に、必要に応じて部会を置くことができる。

(外部からの意見聴取)

第9条 自己点検評価室は、第2条第1号に掲げる点検及び評価を行うに当たり、必要に応じて外部有識者から、意見を聴取することができる。

(事務)

第10条 自己点検評価室に関する事務は、総務部評価IR課において処理する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、自己点検評価室に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 国立大学法人愛媛大学自己点検評価室設置要項(平成16年4月1日制定)は廃止する。

附則

- この規程は、令和4年4月1日から施行する。 附 則
- この規程は、令和5年4月1日から施行する。 附 則
- この規程は、令和6年4月1日から施行する。